

令和7年

5月



さわやか川辺

～安全で安心な地域をめざして～



川辺交番
24-8223
担当
手塚 里奈

☆5月は自転車月間です☆

通勤・通学で自転車を利用しているみなさん、交通ルールを守れていますか？
自転車も「車両」！交通ルールを守って交通事故を防ぎましょう！



～自転車安全利用五則～

1 車道が原則、左側を通行・・・歩道は例外、歩行者を優先

自転車は「車両」です。道路の左側を通行しましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、一時停止のある交差点や見通しが悪い場所では必ず止まって安全確認をしましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間の無灯火は、安全確認がおりそかになり、
自転車・歩行者からも見えにくく危険です。薄暗くなったらライトの点灯を。



4 飲酒運転は禁止

自転車も車と同様に飲酒運転は禁止です！！

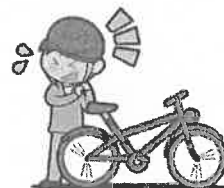
酒気帯び運転の罰則が強化されました！！

※酒気帯び運転及び幫助・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(令和6年11月1日 道路交通法の改正)

5 ヘルメットを着用

現在ヘルメットの着用は努力義務ですが、大切な命を守るために
ヘルメットをかぶりましょう。



自転車を運転中のながらスマホも罰則の対象です。

※最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車に乗る際も安全運転を心掛けましょう！！

